

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

2024年 06月 24日

静岡県知事殿

提出者

住所 静岡県袋井市国本2391

氏名 東海物産株式会社 袋井工場

工場長 河合祥生

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0538 - 42 - 1285

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	東海物産株式会社 袋井工場		
事業場の所在地	静岡県	袋井市	国本2391
計画期間	2024年4月1日～2025年3月31日		
当該事業場において現に行っている事業に関する事項			
① 事業の種類	食料品製造業		
② 事業の規模	312,900万円/年		
③ 従業員数	80人		
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	①粉物製品→クラフト紙・廃ダンボール 廃プラ・ポリ類 残さ(粉物) ②ペースト製品・粉末製品・スープ製品→クラフト紙・廃ダンボール 有機性汚泥・動残さ 廃プラ・ポリ 紙くず類 ③液体製品→クラフト紙・廃ダンボール 紙くず類 有機性汚泥 ④排水処理→濃縮槽→余剰汚泥→脱水機→脱水汚泥 ①紙くず→焼却処分 ⑥残さ(ペースト)→肥料化 ②廃プラA(綺麗)→固形燃料 ⑦残さ(ペーストサンブル)→焼却処分 ③廃プラ類(硬質プラ)→燃料用 ⑧残さ(酵母廃液)→肥料化 ④廃プラB(汚い)→焼却処分 ⑨残さ(煮がら)→肥料化 ⑤残さ(粉物)→肥料化 ⑩排水汚泥→脱水汚泥→肥料化		

(日本産業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

統括責任者 袋井工場 工場長 河合祥生

○廃棄物処理方針の策定

○工場の廃棄物管理規定の策定・改廃

○廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認

廃棄物担当者 袋井工場 施設管理課 課長 高橋 潤一 組織人数3

○廃棄物処理計画の作成○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討

○産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握○委託契約の締結

○処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理○監督官庁への各種報告

○産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理表の交付・管理

○社員、関連会社に対する教育・啓発

○廃棄物の発生抑制、再生利用、適正処理の推進等に関し必要な事項を検討する

衛生部会

○廃棄物の分別方法の検討○廃棄物の分別規定の周知徹底

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	排出量
	汚泥（泥状のもの）	2,184.525 t
	動・植物性残渣	49.451 t
	廃プラスチック類	88.780 t
	廃油	0.000 t
	紙くず	82.500 t
(これまで実施した取組)		
①発生抑制 ・工程内リサイクルを推進する。 ・発生抑制を考慮した製造方法を検討する		
②再生用 ・資源化を推進する ・再生利用ルートを確認する。		
③中間処理 ・脱水効率の向上等による中間処理を推進する。		
④その他 ・処理内容を確認し、処理業者と委託契約を締結する。		
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	排出量
	汚泥（泥状のもの）	1,000.000 t
	動・植物性残渣	100.000 t
	廃プラスチック類	95.000 t
	廃油	0.000 t
	紙くず	90.000 t
(今後実施する予定の取組)		

	<p>①紙くず 汚れの少ない紙類を分別し、再生用に10%回収する。</p> <p>②廃ﾌﾞﾗB 臭いの無い物(廃ﾌﾞﾗA)とし、固形燃料化に利用する。</p> <p>③動残さ 廃棄品等の分別を徹底化し、肥料化向けの原料とする。</p> <p>④汚泥 流量調整槽を増設した為、曝気槽での自己消化を促進させ余剰汚泥を減らす。</p>
産業廃棄物の分別に関する事項	
①現状	<p>(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p> <p>①紙くず②廃ﾌﾞﾗA(綺麗)③廃ﾌﾞﾗ類(硬質)④廃ﾌﾞﾗB(汚い) ⑤残さ(粉物・ペースト・ペーストポリ入りサンプル・酵母廃液・煮がら)⑥汚泥 以下少量⑦クロホルム廃液⑧廃蛍光管⑨廃乾電池⑩廃ｶﾞｽ⑪廃油 を細分化</p>
②計画	<p>(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p> <p>ナシ</p>

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
	(今後実施する予定の取組)	

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量
	有機性汚泥	0.000 t	145.635 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
	(これまでに実施した取組)		

	排水汚泥を脱水処理する。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量
	有機性汚泥	0.000 t	67.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
	(今後実施する予定の取組) 流量調整槽を増設した為、曝気槽での自己消化を促進させ余剰汚泥を減らす。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
	(今後実施する予定の取組)	

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

	【前年度（令和 5年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	①優良認定処理業者への処理委託量 ②再生利用業者への処理委託量 ③認定熱回収業者への処理委託量 ④認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量				
		①(t)	②(t)	③(t)	④(t)	全処理委託量(t)
	紙くず	0.000	82.500	0.000	0.000	82.500
	廃プラスチック類	10.580	0.000	0.000	78.200	88.780

①現状	動・植物性残渣	0.000	49.451	0.000	0.000	49.451
	有機性汚泥	0.000	192.735	0.000	0.000	192.735
		0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
	<p>(これまでに実施した取組)</p> <p>紙くず 紙類 (原料内ポリ袋の分別出来ないポリ袋付き空袋) は焼却 ※一部の再生可能な事務使用済み紙類・雑誌と使用済みペーパーは回収業者に回しリサイクルする。</p> <p>廃プラ ポリ袋に、粉・ペースト類が付着し臭いのある物は焼却 ※一部の臭いが無く綺麗なポリ・ラップ類は分別する。</p>					

		【目標】				
	産業廃棄物の種類	①優良認定処理業者への処理委託量 ②再生利用業者への処理委託量 ③認定熱回収業者への処理委託量 ④認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量				全処理委託量 (t)
		① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	
②計画	紙くず	0.000	90.000	0.000	0.000	90.000
	廃プラスチック類	12.000	0.000	0.000	83.000	95.000
	動・植物性残渣	0.000	100.000	0.000	0.000	100.000
	有機性汚泥	0.000	67.000	0.000	0.000	67.000
		0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
	(今後実施する予定の取組)					
※事務処理欄						

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。